

令和6年度 第1回 宮崎地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時

令和6年7月5日(金) 午後1時17分～1時52分

2 場 所

宮崎合同庁舎2階 共用大会議室

3 出席者 (五十音順)

公益代表委員	古賀、橋口、三島、森部
労働者代表委員	鎌田、重黒木、白崎、土居
使用者代表委員	河野、酒匂、中原、野口、久富
事務局	坂根労働局長、吉野労働基準部長、中玉利賃金室長、高田室長補佐

4 議事内容

【室長補佐】

それではただいまより、令和6年度第1回宮崎地方最低賃金審議会を開催いたします。

私は、賃金室長補佐を務めております高田と申します。会長に議事を引き継ぐまでの間、進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

開催案内でも通知しておりましたが、「クールビズ期間」として、事務局一同、夏季軽装で出席させていただきますので、ご了承願います。

まず、本日の出欠状況でございますが、公益代表の宮川委員と労働者代表の田中委員が欠席となっております。

現時点で2名が欠席となっておりますので、本日の委員の出席は、公益代表委員4名、労働者代表委員4名、使用者代表委員5名、計13名です。これは、最低賃金審議会令第5条第2項に規定された定足数、「委員の3分の2以上出席」などを満たしておりますことをご報告いたします。

また、審議会の開催について公示を行ったところ、3名の方から傍聴希望の申し出があり、本日、傍聴されておりますのでご報告いたします。

傍聴者の方は、「傍聴に当たっての遵守事項」を厳守のうえ、会議を傍聴していただきますようお願いいたします。なお、本日の会議資料については閲覧用を準備しておりますので、会議中にご覧いただいて差し支えありませんが、お持ち帰ることはお控えください。

なお、会議資料については後日、宮崎労働局ホームページに掲載いたしますので、必要な場合はそちらをご利用願います。

つぎに、昨年度3月の第5回審議会以降に委員の交代がございましたのでご説明いたします。資料1ページの委員名簿をご覧ください。労働者代表委員の中川委員が4月30日付けで退任され、後任には白崎委員が選任されました。白崎委員は前任の任期を引き継いでいただき、令和7年4月30日までの任期となります。

ご紹介いたしますので簡単にご挨拶をお願いいたします。

【白崎委員】

みなさんこんにちは、連合宮崎の中川さんからの後任になりました白崎と申します。どうぞよ

ろしくお願いいたします。

【室長補佐】

ありがとうございました。また、事務局も室長補佐の宮崎の後任として4月から私高田が就くことになりましたのでどうぞよろしくお願いいたします。その他の委員及び事務局は前年からの変更はございませんので、紹介は省略させていただきます。

最初に本日の議事録の確認についてですが、白崎委員と河野委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【河野委員・白崎委員】

はい。

【室長補佐】

ありがとうございます。それでは、本年度の第1回目の審議会の開催にあたり、坂根労働局長よりご挨拶申し上げます。

【労働局長】

宮崎労働局長の坂根でございます。本日の審議会の委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、また、お暑い中、当審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、日頃から、労働行政の推進に格別なご理解とご協力をいただいていることに、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

皆様ご承知のとおり、昨年度の最低賃金額の全国加重平均は1,004円ということで、初めて1,000円台となる一方で、実質賃金の方は25か月連続で対前年月比マイナスとなり、最低賃金に対する社会的な関心は、非常に高いものとなっております。また、先月の6月21日ですけれども、閣議決定されました、いわゆる骨太の方針の中におきましても、最低賃金については2030年代半ばまでに全国加重平均を1,500円とすることを目指した目標について、より早く達成ができるよう、労働生産性の引き上げに向けて環境整備に取り組むことや地域間格差の是正を図ることなどが盛り込まれたところでございます。

また、本年度の中央における目安額の審議につきましても、先月6月25日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会会長に対して、地域別最低賃金改定の目安の諮問が行われたところであります。本日はこの宮崎におきましても、私の方から会長あてに諮問を行うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局としては、なお一層の公・労・使それぞれのお考えを尊重しながら、丁寧な審議会の運営に努めてまいりたいと考えております。ここで宮崎県の経済雇用情勢についてご報告申し上げますが、7月1日に発表されました日銀の宮崎事務所の宮崎県金融経済概況によりますと、宮崎県の景気は、緩やかに回復しているとされております。また、私どもが毎月発表しております雇用失業情勢、直近では6月28日に令和6年5月分を公表させておりますけれども、1.28倍ということで、107か月連続で1倍を維持しておりますけれども、その基調判断としましては、雇用失業情勢は求人が求職を上回る状況が継続しているものの、求人の見直しなどにより求人が緩やかに減少している。今後、物価上昇等が雇用に与える影響に注視する必要があるというふうにごさせていただいている状況でございます。特に新規の求人数、これは6か月連続で、対前年同月マイナスとなっております。企業におかれましては人手不足の対応策として、外国人労働者の受け

入れとか、DX等を活用した生産性の向上、具体的にはPOSレジとか、ICT機器の導入などによって人手不足を補っているといった状況、要因であるというふうに考えているところでもございます。

このように県内の多くの事業主の方々は、生産性の向上に全力で取り組んでいただいているところでございます。宮崎労働局としまして、引き続き中小企業・小規模事業者に対する支援をはじめ、県内で働く全ての方々が安全安心、そして、健康で働くことができる環境を整備するため全力で取り組んでまいります。

最後になりますけれども、委員の皆様方には最低賃金法に定められた地域別最低賃金の決定原則及び目安制度のあり方に合わせて、経済や雇用動向などの状況や労働者の最低労働条件の確保など、総合的な観点からご審議ご判断をいただきますようお願い申し上げます。審議会の冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

【室長補佐】

ありがとうございました。

本年度は、第57期の2年目となります。昨年度、審議会会長に橋口委員、会長代理に三島委員が選出されておりますので、本年度も引き続きお願ひいたします。

ここからは、橋口会長に議事進行をお願いしたいと思います。橋口会長、よろしくお願ひします。

【橋口会長】

橋口でございます。今日も暑い日になっておりますけれども、この審議会の議論は決して涼しい議論にはならないかなと、かなり例年以上に今年も暑い議論になるかとは思いますがどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議題1の「宮崎県最低賃金の改正に係る諮問について」に入りたいと思います。

はじめに、宮崎県最低賃金の改正について、局長から諮問をお受けします。

【労働局長】

(諮問文を読み上げて手交) よろしくお願ひいたします。

(手交後、諮問文の写しを各委員に配付)

【橋口会長】

資料がお手元に配布されているとは思いますが、それでは、事務局から諮問に関連する資料の説明をお願ひいたします。

【賃金室長】

賃金室長の中玉利です。よろしくお願ひいたします。皆様のお手元に審議会のレジюме、ピンクのファイルの審議会資料と、宮崎労働局作成の「宮崎県の賃金」というものと、令和6年度版の最低賃金決定要覧が置かれていると思います。

まず、最初にピンクのファイルの資料からご説明したいと思います。

資料の3頁から8頁の資料2から資料4につきましてですが、これは審議会や専門部会等の運営に関する合意事項を記載したもので、昨年度、これまで非公開であった専門部会について、三者協議については公開するなどの見直しを行っております。

次に9頁の資料5についてですが、今年の3月15日に開催した令和5年度第5回本審におきまして、事務局から「事業場視察運営規程」をご提案させていただきまして、いくつかの意見を踏まえて修正を加えたもので決定しておりまして、それを掲載しております。

次に11頁の資料6は、最低賃金専門部会の運営における「最低賃金審議会令第6条5項採用に関する基本的な考え方」でありまして、12頁がフロー図になっております。

資料13頁の資料7につきましては、令和5年度の宮崎地方最低賃金審議会の開催状況となっております。

次に15頁の資料8についてですが、これは今年度の運営計画の案を示してございます。運営計画の案では7月29日に目安伝達の第2回の本審を開催し、8月9日に結審した場合の10月5日発効としておりますが、詳細につきましては、この後の運営小委員会で審議していただくこととしております。

次に17頁18頁の資料9でございますが、これは今年度の答申日別の最短効力発生予定日一覧表となっております。先ほどお話ししたように8月9日に答申した場合、10月5日に発効予定ということになっております。

次の19頁の資料10でございますが、これは平成15年度以降の地域別最賃、特定最賃の改定状況の一覧となっております。令和5年度の宮崎県の最低賃金は44円引き上げられて、時間額897円となっております。

特定最賃は、肉・乳製品製造業、各種商品小売業、電気機械器具製造業は改正がございませんでした。自動車(新車)小売業につきましては、37円引き上げられて時間額927円となっております。

21頁の資料11につきましては、「最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果の推移」でございます。例年、最賃の改定後の1月から3月に実施をしております。

令和5年度は令和6年1月から3月の間に宮崎労働局管内の4つの監督署で監督指導を257件実施いたしまして、そのうち最低賃金法違反につきましては18件、最賃法の違反率としては7.0%となっております。

23頁からは、宮崎県内の主要統計資料となっております。

まず、資料12は宮崎県が作成している資料で、令和5年4月の生計費及び労働経済指標となっております。

27頁の資料13は、宮崎県が6月30日に公表した「宮崎県の主要指標」でございます。29頁に令和6年3月の概況として「県内経済は持ち直しの動きに足踏みがみられる」とされております。

45頁の資料14でございますが、令和6年5月15日を調査時点として実施した宮崎財務事務所が発表している「法人企業景気予測調査」でございます。その内容は県内企業の105社からの回答から企業活動の現状と先行き見通しに対する経営者の判断を統計的に示したものとなっております。49頁に景況判断の現状判断が記載されておりまして、製造業、非製造業ともに「下降」超となっております。また、先行きにつきましては全産業で「上昇」超で推移する見通しとなっております。

57頁の資料15でございますが、これは日本銀行宮崎事務所が6月6日に発表した「宮崎県金融経済概況」で、宮崎県の景気は「緩やかに回復している」となっております。

つづきまして、59頁の資料16からは、内閣府が6月22日に発表した「月例経済報告」で、全国の基調判断としましては、「このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している」となっております。

69頁の資料17でございますが、これは「みやぎん経済研究所」が令和6年7月号で公表した

宮崎の主要経済指標となっておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

次の77頁の資料18は、宮崎労働局職業安定部が6月28日に公表した「5月の雇用失業情勢」となっております。

正社員の有効求人倍率は1.05倍で前年同月より0.03ポイント低下しております。雇用失業情勢は「求人が求職を上回る状況が継続しているものの、求人の見直しなどにより求人が緩やかに減少している。今後物価上昇等が雇用に与える影響に注視する必要がある。」としております。

85頁の資料19でございますが、民間調査会社による2024年度の業績見通しに関する宮崎県企業の意識調査でありまして、「増収増益」を見込む企業は20.0%であり、3年ぶりの増加とされております。

89頁以降は先週6月25日に開催されました中央最低賃金審議会の資料から抜粋したものでありまして、89頁の資料20-1は厚生労働大臣から中央最低賃金審議会への諮問文となります。91頁からの資料20-2が6月21日に閣議決定されました「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」の抜粋資料となっております。103頁からの資料20-3が同じく6月21日に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針2024」、いわゆる骨太方針の抜粋資料となっております。

109頁の資料21-1からは同日に開催されました目安小委員会の資料の抜粋となっております。125頁に春季の賃上げ妥結状況が記載されておりますので後ほどご確認ください。

以上が資料の説明となりまして、続きまして、決定要覧について少しご説明いたします。決定要覧の6頁以降に「最低賃金の決定の仕組み」が書かれておりまして、フロー図の上段が地域別最低賃金と特定最低賃金決定の流れ図が書いてございますので、後ほどご確認をお願いしたいと思います。

次に、「宮崎県の賃金」について少しご説明いたします。この「宮崎県の賃金」の5頁に全国の最低賃金の状況が書かれておりまして、その中で宮崎県内の事業場で働くすべての労働者とその事業主の人数も記載をしております。

あと、39頁が全国の初任給の比較でありまして、44頁からが男女別・規模別での全国との賃金の比較を記載しております。

最後に、別資料で1枚ものとして令和6年6月18日付けの宮崎県弁護士会会長名の声明文が当局あて送付されておりましたので、別途机上に置かせていただいております。これについても後ほどご確認をお願いいたします。

資料説明は以上となります。

【橋口会長】

ありがとうございました。ただ今の説明について、何か質問はございませんか。

(質疑なし)

それでは、質疑はないということで次に参ります。先ほど、局長から諮問がございましたが、諮問があった場合には専門部会を設置することになっております。まず、この専門部会の構成及び審議会の従来の例等について事務局より説明をお願いします。

【賃金室長】

もう一度決定要覧からご説明をしたいと思います。

専門部会の設置に関しましては、144 頁の最低賃金法第 25 条第 2 項に「最低賃金審議会の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない」と規定されております。

委員の構成につきましては、第 25 条第 3 項におきまして「労・使・公の代表委員各同数をもって組織する」と規定されております。

専門部会の委員の数につきましては、149 頁の最低賃金審議会令第 6 条 1 項におきまして、「委員の数は 9 人以内とする」と規定されておまして、宮崎も公労使各側 3 名ずつの 9 名で構成しております。

審議会及び専門部会の成立要件につきましては、148 頁の最低賃金審議会令第 5 条第 2 項で「委員の 3 分の 2 以上又は各側 3 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない」と規定されておりますので、専門部会の場合、公労使 9 人のうち、6 人以上、又は各側 1 人以上の出席が必要となっております。

議決につきましては、149 頁第 5 条第 3 項におきまして、「過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる」と規定されております。

次に最低賃金審議会令第 6 条第 5 項をご覧ください。

「審議会はあらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」と規定されており、宮崎では、運営小委員会において、この規定を採用するかどうか毎年確認をしております。

専決事項の基本的な考え方についてですが、11 頁の資料 6 をご覧ください。

専決事項の基本的な考え方につきましては、この資料 6 の「最低賃金審議会令第 6 条第 5 項採用に関する基本的考え方について」を参照しておまして、宮崎では、(1)に記載のとおり、これまで地域最賃でも特定最賃でも、専門部会が「全会一致」で決議した場合に限り、審議会令第 6 条第 5 項を採用することとしてきております。

専門部会で労使いずれかの委員が「反対」の意思表示、または、本審開催の申し立てを行った場合については、原則 3 日以内に本審を開催して審議の上、結論を下すとなっております。

また、資料 12 頁の流れ図をご覧ください。

専門部会で全会一致の場合は、専門部会で採決を行い、部会報告書を作成・提示し了解を得ます。それから答申文案を提示し、了解を得た上で答申することになります。

この場合、後日開催する本審では部会報告を行い、答申は行わないということになっております。

専門部会が全会一致でない場合は、公益委員見解を示して採決し、部会報告書を作成・提示し了解を得ることということになっております。後日、開催される本審では、部会報告を行い、答申文案を提示し、採決の上、答申するということになっております。

説明は以上となります。

【橋口会長】

専門部会について事務局より説明がありましたが、従来どおり専門部会を設置するということが進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

よろしいですか。ありがとうございます。それでは、宮崎県の最低賃金については、今後、専

門部会で調査審議していただくことといたします。専門部会の委員については、労使双方より早急にご推薦いただきたいと思いますが、事務局から推薦手続きについて説明をお願いします。

【室長補佐】

専門部会を設置して調査審議することになりましたので、委員任命のための推薦依頼の手続きを進めることといたします。宮崎合同庁舎掲示板と宮崎労働局ホームページに推薦要領を公示いたします。

なお、推薦締切日は令和6年7月22日(月)までとさせていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

【橋口会長】

はい、それではよろしく願いいたします。それでは、議題2の今後の審議の進め方についてですが、当申議会では例年審議会の運営方法や審議計画などを検討するため、運営小委員会を設置しています。この運営小委員会の設置についてご検討いただきたいと思います。まず、運営小委員会の従来の進め方について、事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

資料の3頁をご覧ください。宮崎地方最低賃金審議会の運営規定がございまして、運営小委員会の設置につきましては、審議会運営規程第3条に「会長は審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる」と規定されております。

次に小委員会の構成ですが、規定上は特段の決まりはありませんが、従来から公労使各2名ずつで構成し、出席をいただいております。また、座長には公益委員に就任いただき、取りまとめをお願いしております。

運営小委員会では、令和6年度のスケジュールを審議いただくほか、最低賃金審議会令第6条5項に規定されております「専門部会の決議をもって、審議会の決議とすることができる」旨の規定の採用についても審議いただいております。

運営委員会における検討結果につきましては、本審に報告いたしまして、審議計画の確認などを行っております。

説明は以上となります。

【橋口会長】

ただいま説明がありましたが、今年度も従来どおり設置することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。異議なしということで進めていきます。それでは、各側、運営小委員会の委員を2名選出ということで、お願いいたします。委員は、本日、この場で選出したいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

それでは委員の選出について、各側委員より発言をお願いしたいと思います。まず公益委員については三島委員と私でお願いします。労働者側委員についてはいかがでしょうか。

【白崎委員】

鎌田委員と私、白崎でお願いします。

【橋口会長】

はい、了解です。使用者側委員についてはいかがでしょうか。

【河野委員】

野口委員と私、河野の2名でお願いします。

【橋口会長】

それでは、公益側委員は、私、橋口と三島委員、
労働者側委員は、鎌田委員と白崎委員、
使用者側委員は、野口委員と河野委員、
以上6人の委員にお願いします。

運営小委員会の日程については、本日、この本審終了後に開催するというにしたいのですが、いかがですか。

(異議なし)

それでは、本審終了後、しばらく休憩をとって運営小委員会を開催したいと思います。よろしくお願いします。

次に、議題3の「事業場実地視察について」事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

事業場視察につきましては、先ほども資料説明の際にも触れましたように、今年の3月15日に開催した令和5年度第5回本審において、事務局から「事業場視察運営規程」を提案して、いくつかの意見をいただき修正を加えて上で決定をさせていただいております。先ほどの資料9頁の資料5に記載をしているため確認していただければと思います。

また、この規程を提案した際に、今年度につきましては提案が困難であることから、令和7年度から規程に沿った運営をするということで了承を得ております。

また、こうした経過を踏まえまして、事務局としては今年度については実地視察を行わないという計画としたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

説明は以上となります。

【橋口会長】

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、ご発言をお願いします。

(意見なし)

それでは、3月に開催した第5回本審で決定した「事業場視察運営規程」に基づいて、令和7年度に向けて進めることとしたいと思います。今事務局から説明がありましたように、今年度については視察を実施しないということによろしいでしょうか。

(異議なし)

異議なしということによろしく申し上げます。
最後に、議題4「その他」について、各側何かご発言はありませんでしょうか。

(意見なし)

よろしいですかね。ほかにご発言もないようですので、本日の議事を終了したいと思います。
なお、本日の議事録については、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれ、個人や団体の権利利益が侵害されるおそれ、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれはないと判断されますので、宮崎地方最低賃金審議会運営規程第7条第2項の規定により公開したいと思います。ご異議はございませんか。

(異議なし)

異議はございませんでしたので、議事録は公開することといたします。
本日の議事録の確認は白崎委員、河野委員をお願いします。
ほかになければ、以上をもちまして、令和6年度第1回宮崎地方最低賃金審議会を終了いたします。
お疲れ様でした。

会 長

労働者側代表委員

使用者側代表委員
